

村外から転入された方へ（ご案内）

弥彦村外から転入される場合は、「転出証明書」と 運転免許証(住所は旧住所地)等、ご本人を確認できるものと 印鑑 をお持ちになり、弥彦村役場でお手続きをしてください。なお、外国人住民の方は、在留カード又は特別永住者証明書も必ずお持ちください。

転入届を提出された後、その世帯の方が下記の制度に該当されましたら、それぞれの窓口で手続きをしていただきますようお願いいたします。詳細は、それぞれの窓口でおたずねください。

制 度	内 容	窓 口
印鑑登録	前住所地での登録は無効になっています。必要に応じて新たに登録してください。	住民課 Tel94-3132
通知カード	通知カードをお持ちください。新しい住所を裏面に記載します。	
個人番号カード 又は 住民基本台帳カード	転入前に発行されたカードは、転入届をしてから90日以内にカードをお持ちになり、継続利用の手続き(暗証番号の入力が必要です)をしていただきますと、引き続き利用することができます。カードの追記欄に新住所を記載します。 ※個人番号カード又は住民基本台帳カードをお持ちの方で特例転出された方は転出証明書が発行されませんので、カードを必ず持参ください。 ※転入日から14日を過ぎて転入届を出した場合や、転出予定日から30日を過ぎて転入届をした場合はカードの特例転入はできません。 ※前住所で個人番号カードを申請していた場合、再度申請をしていただく必要があります。窓口でご相談ください。	
電子証明書	署名用は住所の変更により自動的に失効になりますので、必要に応じて新たに申請してください。利用者証明用は失効しませんので、引き続き利用できます。※住基カードには新たに電子証明書を搭載できません。	
在留カード又は 特別永住者証明書	外国人住民の方は、在留カード又は特別永住者証明書を必ずお持ちください。新しい住所を裏面に記載します。	
国民健康保険	転入された時点で、何らかの健康保険に加入されていない方、あるいは加入できない方は、国民健康保険に加入していただく必要があります。この場合、病院にかかられている方は、必ず健康保険の内容が変わった旨、病院に連絡してください。保険料の納付義務者は世帯主となります。また、国民健康保険に関する文書はすべて世帯主宛となります。	
子ども医療費助成	何らかの健康保険に加入し、中学3年生まで(15歳到達年度の年度末まで)のお子様を扶養している方にお子様の医療費の自己負担金の一部を助成します。	
重度障害者 医療費助成	何らかの健康保険に加入されている重度障害者の方(次のいずれかに該当する方)へ医療費の自己負担金の一部を助成します。(身体障害者手帳1・2・3級の方・療育手帳Aの方)ただし、所得制限があります。※保険証と所得・課税証明書が必要です。詳細はご相談ください。	
ひとり親家庭等 医療費助成	何らかの健康保険に加入されている方で、母子家庭の母・父子家庭の父・母子家庭、父子家庭の児童・父及び母のいない児童の医療費の自己負担金の一部を助成します。ただし、所得制限があります。※保険証と所得・課税証明書、母子家庭等を証明する書類が必要です。詳細はご相談ください。	

制 度	内 容	窓 口
児童手当	・児童手当[中学校3年生まで(15歳到達年度の年度末まで)] ※対象の子どもが転入される場合のほか、受給されている保護者のみが転入される場合も届出が必要です。前住所地の転出予定日の翌日から15日以内に届出してください。	住民課 Tel.94-3132
国民年金	・第1号被保険者(自営業者、学生など)、及び任意加入被保険者の方は、転入の手続きをしてください。 ・第3号被保険者の方(サラリーマンの妻など)は、転入の手続きは必要ありません。(配偶者の事業主を通じて住所変更届出をしてください。) 満20歳～60歳で、国民年金等の公的年金(厚生年金、共済年金・国民年金第3号被保険者等)に加入されていない方は、国民年金(第1号被保険者)の加入届をして下さい。(年金手帳など基礎年金番号のわかるものと、今までの年金の喪失日がわかるものをお持ちください。) ・国民年金や厚生年金を受給されている方の住所変更の届出は、住基ネットの活用により原則不要ですが、一部必要な方もおられます。届出が必要かご不明な方は日本年金機構年金事務所へお問い合わせください。(届出が必要な方は、「住所変更届」の用紙(はがきタイプ)をお渡ししますのでお申し出ください。) ・老齢福祉年金を受給されている方は、窓口へ届け出て下さい。	
精神障害者	精神障害者保健福祉手帳	
精神障害者医療	何らかの健康保険に加入している精神障害者の方へ医療費の自己負担の一部助成をします。	
老人医療費助成	何らかの健康保険に加入している65歳～69歳の方に医療費の自己負担額の一部を助成します。ただし、所得制限があります。詳細は、ご相談ください。	
後期高齢者医療	満75歳以上の方、及び65歳以上の一定の障害のある方に後期高齢者被保険者証を自宅へ送付します。県外の他市町村から転入された方で、転出時に交付された「負担区分等証明書」をお持ちの方は提出してください。	
介護保険	転入に関しての介護保険係での手続きは不要です。ただし、他市町村で転出時に交付された「受給資格証明書」をお持ちの方は、転入の日から14日以内に提出してください。また、「受給資格証明書」をお持ちでない方で、要介護・要支援認定の申請をされる必要がある方は、ご相談ください。 保険証は、65歳以上の方に郵送します。40歳以上65歳未満の医療保険に加入されている方については、申請により交付します。(ただし、施設に入所される方は、施設の種類によって、他市町村の加入者になる場合があります。)	福祉保健課 Tel.94-3133
障害者福祉	身体障害者手帳・療育手帳など	
妊婦健康診査公費助成	妊婦の方には、妊婦健康診査受診票を交付します。母子健康手帳をお持ちください。	
予防接種券	未接種の予防接種券を交付いたしますので、母子健康手帳をお持ちください。	
固定資産税	村内に固定資産(土地・家屋)をお持ちの方は、固定資産税係までお申し出ください。	税務課 Tel.94-3134